

平成29年 4月26日から
平成29年 4月26日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成29年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（4月26日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
選任第1号 常任委員会委員の選任について	5
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	5
報告第1号 専決処分した事件の承認について	6
報告第2号 専決処分した事件の承認について	19
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

平成29年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年 4月26日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 報告第1号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 教 育 長 | 島田哲男君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 佐藤弘幸君 |
| 議事係長 | 小野寺一信君 |

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから、平成29年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(館田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
6番・松下君、 7番・川村君、 8番・渡邊君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(館田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(館田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第1回臨時会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず初めに本臨時会の招集理由であります。地方自治法第101条第2項の規定による議長からの招集請求を受けたことによるものであります。あわせて地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、課税の事務処理上、税条例並びに国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を行ないましたこと

から、ご承認賜りたく本臨時会を招集したものであります。

次に行政報告を申し上げます。先の定例会から昨日までの行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。なお、次の2点について補足をいたします。

1点目は、ヒグマによる人身事故の発生についてであります。先般塘路の山林において山菜採りをしていた男性が、ヒグマに襲われ重傷を負う事故が発生し、町として鳥獣被害対策実施隊の出動等を行なったので報告いたします。平成29年4月16日午前8時20分頃標茶町宇塘路112番地の山林で山菜採りをしていた男性がヒグマに襲われけがを負いました。男性はみずから弟子屈警察に通報し警察から標茶消防署へ連絡が来ました。通報男性からの三頭のヒグマを見たとの情報があったため、町に対してはハンターの出動要請があり事故現場に出動しております。男性は午前10時25分頃救出され道警のヘリで病院に搬送されましたが、幸いにも命には別状はないと確認しております。町の対応としましては、事故の通報を受け午前中に塘路林道を全線通行止めにするるとともに、翌日にはハンターによる現場林道の巡視を行っており、林道の通行止め及び巡視について現在も継続して行っております。なお、これまでの活動では、ヒグマの確認には至らず、事故を起こしたヒグマは現場周辺から移動し離れたものと推測しています。この現場は、平成27年1月に男性作業員が森林作業中にヒグマに襲われ死亡した現場と、直線距離で約1.5キロメートルの位置にあり、そのときのヒグマと同一の可能性もありますが、後の現地調査でこのヒグマに関する体毛の採取や足跡等の痕跡は確認できなかったため、同一の個体としての確証を得ることができませんでした。

今回の事故は、当日は風が強く男性も山菜取りに夢中になりお互いの気配に気付かずに偶然ヒグマと遭遇し発生したものと推察しております。農林課では広報しべちゃ4月号の野生鳥獣対策についてのコーナーの中でヒグマ対策として、散歩や山菜採りの活動を行なう時は、ラジオや熊鈴等の音の出るものを携帯し、人間が近くにいることを知らせましようとの注意喚起をしているところでありますが、より効果的な注意喚起にむけ検討してまいります。また今後の対応につきましては、当面の間塘路林道を封鎖し入林を規制することで町民の安全を守りたいと考えておりますのでご理解を願いたいと存じます。

最後になりますが、被害にあわれた方にお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心からお祈り申し上げます。

2点目は農地にかかわる権限移譲についてであります。農地等の転用許可及び農用地域内の開発行為の許可事務について、北海道より権限移譲を受けたので報告をいたします。4月1日付で農地法第4条、農地法第5条にかかわる農地等の転用許可事務と農業振興地域の整備に関する法律第15条2にかかわる農用地区域内における開発行為の許可事務について、北海道より権限移譲を受け許可権限事務を引き継ぐこととなりました。

農地法関連につきましては、農業委員会の法定事務でありますので、事務委任を行な

い農業委員会が窓口となり許可事務を担うこととなり、農用区域内の開発行為につきましては、農林課が窓口となり許可事務を実施いたします。権限移譲を受けるにあたりましては農林課と農業委員会の事務局が同じフロア内にあることで互いに連携がスムーズに図れるようになったこと、さらに北海道から職員派遣をいただき事務執行に関し指導や助言等いただける環境が整ったことにより、権限移譲を受け許可事務を遂行できると判断したところであります。今後は転用許可及び開発行為の許可業務の適正な事務執行により住民サービス向上が図れるよう努めてまいりますのでご理解を願います。

以上で、今臨時会にあたりまして招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（舘田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） ただいまの町長の農地法の権限移譲の問題でありますけれども、これは何年か前に私も一般質問で話した記憶がございますけれども、あの時点では権限移譲については町としては考えていないという方向だったわけですが、今回の報告は農地法の改正なのかそれとも町独自のこちらからの権限移譲を要請したものなのか、さらにはまた道のほうからのこれについては各自治体に権限移譲するという方向での権限移譲になったのか、その点ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。権限移譲につきましては道のほうからかねてより要請はあったところでありますが、今般、先ほど町長から行政報告あったように、道から職員派遣を受けたこと、それによって道内類似事例との比較検討、的確な判断が事務作業の短縮できるという部分もありまして住民サービスの向上も含めまして町として権限委譲を受けると判断したところでございます。

○議長（舘田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） ちょっとメモがないのであれですが、当時ご返答の中では農業委員会に置かれて職員、体制ですね、人数等々の体制でもって無理だとのお話だったのですが、今回このような権限移譲を受けることによって農業委員会の事務局体制といいますか、先ほど農林課との連携の中というお話もありましたけれども、農業委員会自身の職員人数体制等々については変わりなくと理解してよろしいですか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。農業委員会の体制につきましては、局長の専任化含めて体制強化をしているところでございますし、先ほどありました当時と違いますが、それは農林課と農業委員会が同じフロアになったこと、それと先ほど言いました道職員の派遣を受けたことで強化されたことで受入れ可能と判断したところでです。

○議長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎選任第1号

- 議長（館田賢治君） 日程第4。選任第1号を議題といたします。
お諮りいたします。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、総務経済委員会委員に、1番・櫻井君、2番・後藤君、3番・熊谷君、4番・深見君、7番・川村君、11番・本多君、13番・館田。厚生文教委員会委員に、5番・黒沼君、6番・松下君、8番・渡邊君、9番・鈴木君、10番・平川君、12番・菊地君を指名いたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

- 議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行ないます。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行なわれ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務経済委員会委員長には、本多君、副委員長には、後藤君。

厚生文教委員会委員長には、松下君、副委員長には渡邊君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎選任第2号

- 議長（館田賢治君） 日程第5。選任第2号を議題といたします。
お諮りいたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、2番・後藤君、3番・熊谷君、4番・深見君、5番・黒沼君、6番・松下君、11番・本多君、12番・菊地君。

以上の7名の諸君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行ないます。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行なわれ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長には、黒沼君、副委員長には、後藤君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（舘田賢治君） 日程第6。報告第1号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要があることから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、控除対象配偶者の定義の変更、固定資産税の課税標準の特例を定める「わがまち特例」規定の追加、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の期間の延長、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期間の延長などであります。

なお、この専決処分による改正につきましては、原則、平成29年4月1日施行分としておりますが、平成31年1月1日施行分が1件、平成31年10月1日施行分が1件と少ないことから、この改正に含めておりますことをご了承いただきたく、お願い申し上げます。

報告第1号、専決処分した事件の承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。次のページをお開きください。

専決処分書（写）標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の1ページ、報告第1号資料①をお開きください。

区分、町民税、改正項目1番、所得割の課税標準で、条項は条例第32条第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることとしたものです。

議案の3ページをお開きください。

上から11行目、ただし書きからになります。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

議案説明資料の1ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目2番、同じく所得割の課税標準で、条項は条例第32条第6項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることとしたものです。

議案の4ページをお開きください。

上から2行目のただし書きからです。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、こ

の限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

議案資料の1ページにお戻りください。

施行につきましては、改正項目1番に同じです。

次に、改正項目3番、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除で、条項は条例第33条の9第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1番及び2番の改正に伴う規定の整備で、「第32条第4項の申告書」を「第32条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目2番に同じです。

次に、改正項目4番、法人の町民税の申告納付で、条項は条例第47条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書または期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出または増額更正があったときは、当該修正申告書の提出または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされておりますが、第3項の場合は、第4項の規定にかかわらず、第5項各号の期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除することとされたものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、改正後の標茶町税条例（以下「新条例」という。）第47条第3項及び第5項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第47条第3項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するものです。

次に、改正項目5番、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きで、条項は条例第49条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、町が更正の通知をした日が確定申告書等を提出した日から1年を経過する日後であるときは、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除されることとなっているが、この期間について、法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日までの期間を控除することとされたものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、新条例第49条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第49条第2項規定する納期限が到来する法人の町

民税に係る延滞金について適用するものです。

次に、区分、固定資産税、改正項目6番、固定資産税の課税標準で、条項は、条例第60条第8項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、参照している法の条文が新設及び改正されたことに伴うもので、震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について、法規定の新設に伴い新たに規定されたもので、震災等により滅失し、または損壊した償却資産の所有者その他の政令で定める者が、政令で定める区域内において当該震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、当該滅失し、もしくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産の取得または当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得または改良が行われた償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産の取得または改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税に限り、政令で定めるところにより、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を2分の1の額とするものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、平成28年4月1日以後に発生した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第62条の3において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の3第1項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

次に、改正項目7番、法第349条の3第28項等の条例で定める割合で、条項は、条例第60条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法改正にあわせて条例を新設したもので、わが町特例の割合を定めるものです。

第1項は、家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準を2分の1とするものです。

第2項は、居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を2分の1とするものです。

第3項は、事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を2分の1とするものです。

議案の5ページをお開きください。

下から8行目です。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第60条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

議案説明資料の2ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目8番、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出で、条項は、条例第62条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）の各区分所有者が負担する固定資産税の計算方法が見直されたもので、高さが60メートルを超えるものに対して課する固定資産税の計算方法が改められた（上層階の所有者の負担額が高く、低層階の所有者が負担する税額が低くなるもの。）ものです。

施行につきましては平成29年4月1日、適用につきましては、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目9番、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出で、条項は、条例第62条の3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、区分所有家屋の敷地のうち、共用土地に係る持ち分の割合と家屋の区分所有者の共有に属する共用部分に係る持ち分の割合が一致しないものについて、当該共用土地の納税義務者全員の合意により、当該共用土地の持ち分の割合に準じた按分の割合を定め、町長に申し出ることにより、当該割合によって按分した額を納付することとされている。この共用土地について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いが受けられるようになったものです。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下附則第10条の2において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目10番、被災住宅用地の申告で、条項は、条例第73条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行制度で、震災等により滅失・損壊した住宅の敷地であった土地（被災住宅用地）について、賦課期日において住宅が再建されていない場合であっても住宅用地特例が適用されるよう、震災等の発生後2年度分について、当該土地を住宅用地とみなすことができる特例措置（被災住宅用地特例）が講じられている。この被災住宅用地特例について被災市街地復興推進地域に定められた場合には、特例を適用できる期間を2年度分から4年度分に拡充されたものです。

施行及び適用につきましては、改正項目9番に同じであります。

次に、区分、町民税、改正項目11番、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、条項は、条例附則第5条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備で、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものです。

施行につきましては、平成31年1月1日、適用につきましては、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目12番、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第8条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもで、「平成30年度」を「平成33年度」に改めるものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

次に、区分、固定資産税、改正項目13番、読替規定で、条項は、条例附則第10条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、固定資産税の課税標準について規定している条例第60条第8項について、参照している条文について法改正があったので、全文を改めるものです。

議案の7ページをお開きください。

上から8行目です。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第60条第8項中「または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

議案説明資料の4ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目14番、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、条項は、条例附則第10条の2第5項から第8項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、わが町特例の割合を定める規定中、参照している法の改正があったことによる条文の修正と新たに規定を設けたもので、

第5項中(太陽光発電設備)

「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、
第6項中（風力発電設備）

「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、
第7項中（バイオマス発電設備）

「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、
第8項は、ノンフロン製品に係る特例を廃止し、特定事業所内保育施設（企業主導型
保育事業）に係る特例に改めるもので、全文を改め、

法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とするものです。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成29年度以後の年
度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、従前の例
によるものです。

また、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則
第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、従前の例によるもの
です。

次に、改正項目15番、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと
する者がすべき申告で、条項は、条例附則第10条の3第2項から第11項、改正内容は、関
係法令の改正による規定の整理で、第2項から第8項及び第11項については、法改正によ
る参照条文の改正と第11項は第9項、第10項を加えたことによる項の移動で、第9項及び
第10項については、法の新設による規定の新設であります。

第9項は、耐震改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなったもの
（特定耐震基準適合住宅）について、1年度分に限り、固定資産税額の3分の2に相当す
る額を減額するものです。

第10項は、熱損失防止改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった
もの（特定熱損失防止改修住宅）について、1年度分に限り、固定資産税額の3分の2に
相当する額を減額するものです。

議案の8ページをお開きください。

中段の少し下、第9項からになります。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の
規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した
日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に
規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号（個人番号
または法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名または名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

議案説明資料の5ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

次に、区分、軽自動車税、改正項目16番、軽自動車税の税率の特例で、条項は、条例附則第16条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を2年間延長するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号の指定を受けた場合には、平成30年度分の軽自動車税に限り、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号の指定を受けた場合には、平成31年度分の軽自動車税に限り適用するものです。

第5項は、おおむね75%減額する規定、第6項は、おおむね50%減額する規定、第7項はおおむね25%減額する規定となっています。

議案の9ページをお開きください。

下から10行目です。第5項からになります。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

次のページをお開きください。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

議案説明資料の5ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目17番、軽自動車税の賦課徴収の特例で、条項は、条例附則第16条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法の新設に伴い規定を新設するもので、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を定めたものです。この特例が適用された場合に自動車メーカーが納付すべき額については、納付不足額に10%分の額を上乗せした額とすることとしたものです。

なお、平成28年度分までの軽自動車税について、不足額が生じた原因が所有者以外の第三者にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置も講じられているものです。

議案の10ページをお開きください。

下から11行目です。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断を

するときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。事項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第82条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車に関する規定（第86条及び第87条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同乗中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

議案説明資料の6ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、従前の例による町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを標茶町税条例第82条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のあるものを含む。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車に関する規定（標茶町税条例第86条及び第87条の規定を除く。）を適用する。この規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができないとするものです。

次に、区分、町民税、改正項目18番、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第16条の3第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることとしたものです。

議案の11ページをお開きください。

下から6行目です。

(1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

議案説明資料の7ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年4月1日、適用につきましては、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目19番、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第17条の3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもので、「平成29年度」を「平成32年度」に改めるものです。

施行及び適用につきましては、改正項目18番に同じであります。

次に、改正項目20番、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第17条の8第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることとしたものです。

議案の12ページをお開きください。

中段のただし書きからです。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

議案説明資料の7ページにお戻りください。

施行及び適用につきましては、改正項目19番に同じであります。

次に、改正項目21番、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第17条の9第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることとしたものです。

議案の13ページをお開きください。

上から3行目のただし書きからです。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

議案説明資料の8ページにお戻りください。

施行及び適用につきましては、改正項目20番に同じであります。

次に、改正項目22番、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は、条例附則第17条の9第6項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目21番の改正に伴う規定の整備で、条文中、申告書に記載を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に改正するものです。

施行及び適用につきましては、改正項目21番に同じであります。

次に、改正項目23番、平成26年条例改正附則第5項で、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、附則第16条の改正に伴う規定の整備で、平成28年条例改正（標茶町条例第18号）第2条による改正で一部改正を行った附則第5項の改正をこの項で行っているものです。

この説明資料の13ページ、報告第1号資料②をお開きください。

このたびの条例改正の附則第5項でこの改正を行っております。

改正後の欄、左側になりますがそちらをご覧ください。

（標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5項 標茶町税条例の一部を改正する条例（平成26年標茶町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第81条及び新条例」を「標茶町税条例第81条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改めるものです。

改正前の下線部分について、改正後の網掛けの部分に改めるものです。

この説明資料の8ページにお戻りください。

施行につきましては、平成31年10月1日とするものです。

次に、改正項目24番、平成29年条例改正第1条の2で、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、平成29年条例改正（標茶町条例第2号）により一部改正を行った平成28年条例改正（標茶町条例第18号）の第1条の2による改正に追加をするもので、条例附則第16条の2を削除する規定を追加したものです。

この説明資料の16ページ、報告第1号資料③をお開きください。

改正後の欄、左側になりますがそちらをご覧ください。

(標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6項 標茶町税条例等の一部を改正する条例(平成28年標茶町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の2 中標茶町税条例第16条第2項から第4項までを削る規定の次に次のように加える。

第1条の2 標茶町税条例の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第16条の2を次のように改める。

附則第16条の2 削除

右の欄が改正前となっておりますが、改正後は網掛けの部分を加えたものになります。

議案説明資料の8ページにお戻りください。

施行につきましては、公布の日とするものです。

次に、改正項目25番、平成28年条例改正第2条で、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、附則第16条の改正に伴う規定の整備で、平成28年条例改正(標茶町条例第18号)第2条による改正で一部改正を行った附則第5項の改正をこの項で改めているものです。

この説明資料の16ページ、報告第1号資料③をお開きください。

改正後の欄、左側になりますがそちらをご覧ください。

改正項目24番でご説明した、附則第16条の2 削除の次になります。

第2条を次のように改める。

(標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例(平成26年標茶町条例第10号)の一部を次のように改正する。

この改正は、第2条による改正全文を改めているものです。

附則第5項の表新条例附則第16条第1項の表第81条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第81条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

右の欄が改正前となりますが、改正前の全文を、左の欄に改正後のように改めるものです。

この資料の18ページをお開きください。

表の下の行になります。

附則第1項第1号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

表の右欄をご覧ください。下線部分ですが、この第2条の規定は平成31年10月1日か

ら施行することとされておりましたが、このたびの改正により、この第2条の規定は全文改められ、施行日を公布の日とされたことから、削除したものです。

議案説明資料の8ページをお開きください。

施行につきましては、改正項目24番に同じであります。

議案の13ページをお開きください。

附則でございますが、先ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第1号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎報告第2号

○議長（館田賢治君） 日程第7。報告第2号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、平成29年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、軽減措置に係る5割及び2割軽減判定所得の算定に用いる加算額の変更などであります。

なお、本件につきましては、4月25日開催の第10回標茶町国民健康保険運営協議会において、報告し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料19ページをお開きください。

改正項目1番、国民健康保険税の減額で条項は条例第23条第2号並びに第3号、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、軽減措置に係る軽減判定所得等の算定方法が改められたため、第2号は5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万5,000円から27万円に引き上げるもので、第3号は2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円から49万円に引き上げるものです。施行については平成29年4月1日、適用は平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

議案の21ページをお開きください。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、平成29年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前11時38分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 6 番 松 下 哲 也

署名議員 7 番 川 村 多美男

署名議員 8 番 渡 邊 定 之